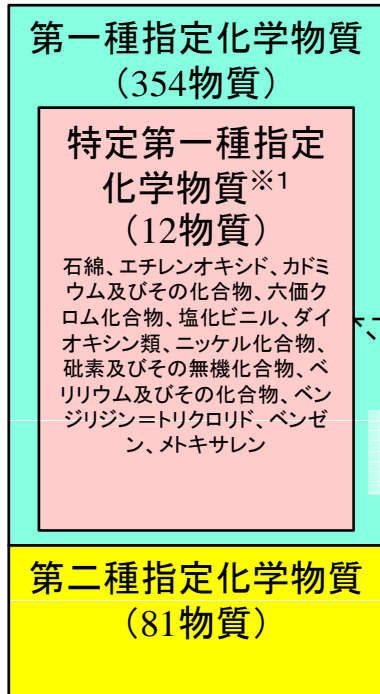


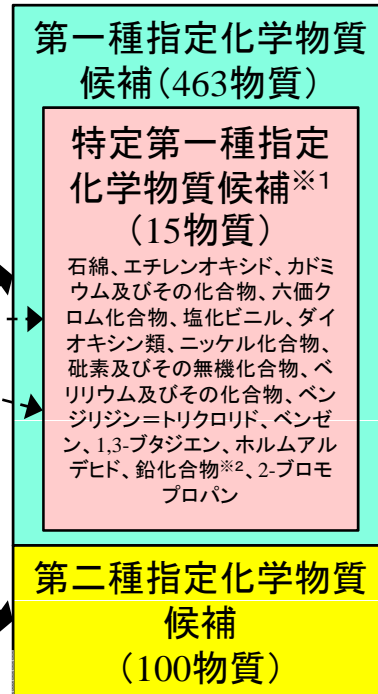
見直し後の化管法対象物質数の概況

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性・暴露情報が化管法の物質選定基準に合致する物質は、第一種指定化学物質として463物質（うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は15物質）、第二種指定化学物質として100物質であり、あわせて563物質が選定された。

<現行(435物質)>



<見直し案(563物質)>



1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、鉛化合物※2、2-ブロモプロパン

(H物質) (4物質)
(1物質) メキサレン

現行化管法対象物質以外の物質 (218物質)

下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質(約3,000)のうち、有害性や暴露情報が化管法の現行の物質選定基準に合致するもの

- ・有害性の観点から現行基準に合致すると思われる物質(環境省調査結果等)
- ・化審法 特定化学物質・監視化学物質
- ・毒劇物取締法 対象物質
- ・労働安全衛生法(通知対象物質)
- ・ロッテルダム条約(PIC)対象物質
- ・農薬取締法登録農薬
- ・自治体条例対象物質
- ・諸外国によるPRTR対象物質
- ・現行化管法対象物質の代替物質(環境省調査結果)
- ・内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

※1: 特一は、現行では「発がん性がクラス1」、見直し案ではGHSとの整合性を考慮し、「発がん性がクラス1(13物質)」、「生殖毒性がクラス1(2物質、鉛化合物、2-ブロモプロパン)」及び「変異原性がGHSクラス1A相当(該当なし)」を対象としている

※2: 現行化管法対象物質「鉛及びその化合物」を、「鉛」と「鉛化合物」に分けている

※3: 以下のいずれかに該当するものを掲載

- ・最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの
- ・暴露が小さい(製造・輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計実績がない)もの
- ・PRTR届出・推計実績はあるが、暴露が小さく(製造・輸入量が小さく、かつ環境中での検出がない)、かつ初期リスク評価等においてリスクの懸念等が小さいもの

※なお、物質の名称は今後法制局の審査を経て決定されるため、最終的な政令上の物質数は変動がありうる。